

緊急地震速報システム利用規約

(株)アイ・シー・シー（以下、I C Cという）は、以下のように緊急地震速報システム利用規約（以下、本規約という）を定めます。

第1条（利用規約の適用）

1. I C Cは、放送サービスの一つとして緊急地震速報を実施します。
2. 本規約は、I C Cが別に定める「放送サービス契約約款」第11条9項に定めたものであり、本規約により緊急地震速報の利用者（以下、加入者という）へ情報の提供をします。
3. 本規約に定めのない事項については「放送サービス契約約款」を適用します。

第2条（緊急地震速報について理解していただくこと）

1. 緊急地震速報を適切に活用するためには、以下の各号に記した特性や限界を十分に理解する必要があります。
 - ① 地震発生の際、I C Cは気象庁およびデータ配信者から震源、地震の規模等のデータを受信します。I C Cは即座にセンター設備で各加入者宅に設置された「家庭用通報端末」（以下、端末という）が属するエリアにおける主要動の到達時間と震度を演算し、各端末にデータを配信し、端末が音声で発報（以下、発報という）します。尚、発報データはI C Cが保証するものではありません。
 - ② 震源地と端末が直近の場合など、発報が間に合わないことがあります。
 - ③ 緊急地震速報は、ごく短時間のデータだけを使った情報であることから、到達予測時間や予測震度に誤差を伴ったり、場合によっては誤報を発するなど技術的限界があります。

第3条（加入条件）

1. 緊急地震速報の利用はI C Cのデジタル放送サービス加入者が対象です。
2. I C Cのデジタル放送サービス加入者で、本規約に同意し、I C Cが別に定める手順で加入申込みをした方。

第4条（損害賠償）

1. 加入者は、誤差、誤報も含め緊急地震速報の発報、あるいはシステム障害、端末故障等により発報しないことによる混乱、事故、損害が生じた場合も、I C Cにその損害賠償を請求することはできないものとします。

第5条（サービスの提供範囲）

1. I C Cは、I C Cの業務区域を任意に複数のエリアに分け、各端末がどのエリアに設置されているかセンター設備で管理し、各端末は分けられたエリア内でのみ稼働します。
2. 加入者は、引越し等端末の設置場所を移動する場合はI C Cへ申し出なければなりません。I C Cの業務区域内でエリアを移動する場合はエリア情報を再設定します。
3. 加入者は、引越し等でI C Cの業務区域から転出する場合は放送サービス契約とともに解約となります。

第6条（端末の貸与）

1. 緊急地震速報を受信・発報する端末は、I C Cが行う緊急地震速報専用の端末機器として、I C Cが別に定める料金によって加入者に貸与します。
2. 加入者は、端末をI C Cの許可なく他の者へ貸与、譲渡、売却、または廃棄等を行うことはできません。
3. 加入者、あるいは加入を希望する者が他のケーブルテレビ事業者等で入手した緊急地震速報用端末は、いかなる機種であってもI C Cの緊急地震速報用端末として使うことはお断りします。

第7条（加入者の義務）

1. 加入者は次のことを心掛け緊急地震速報を活用してください。
 - ① 緊急地震速報は予測される地震情報を配信するものであり、身体、財産の安全、安心を保障するものではありません。
 - ② 緊急地震速報が発報された場合は、慌てることなく落ち着いて加入者の判断に於いて行動してください。
 - ③ 加入者は、加入者自身と緊急地震速報の発報を受けられる環境にある者に、緊急時に安全な行動が取れるよう日頃から利用マニュアルなどを使って啓蒙をしてください。
 - ④ 店頭など不特定多数の人が集まる施設で利用する場合は、加入者は緊急地震速報の発報に際して自己の責任において人々がパニックを起こすことなく速やかに安全を確保し避難誘導をしなければなりません。
 - ⑤ 端末は、ランプの点灯状態の確認、単独でできる配信テストなど、日頃から動作確認をお願いします。

第8条（料金）

1. 加入者は、緊急地震速報の利用に際し、下表に定める料金を支払うものとします。

親機	登録料	1,050円	工事費	4,200円	機器使用料	525円（月額）
子機					機器使用料	315円（月額）
	機器撤去料	2,100円				

第9条（提供情報の追加）

1. ICCは、加入者への事前連絡なく緊急地震速報以外の災害情報および地域情報を追加する場合があります。

第10条（利用規約の改定）

1. ICCは本規約を改定することがあります。この場合には情報の提供条件は変更後の利用規約によります。変更後の利用規約はICCのホームページ（<http://www.icc-media.co.jp>）で開示します。

第11条（協議）

1. 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、ICCと加入者は誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとします。

附 則

規約の施行日及び改正日

平成19年10月	1日	施行
平成20年11月	1日	改正

以上